

令和4年分 確定申告のお知らせ

スマホとマイナンバーカードを利用してご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。
確定申告の相談は、チャットボットをご利用ください。

※チャットボットはご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が
お答えします。

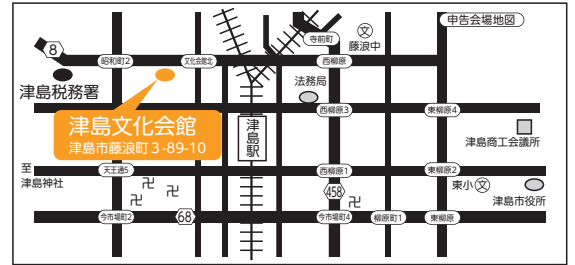


確定申告会場(津島市文化会館)

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)

※土日・祝日は開催していませんが、2月19日、2月26日(日)
に限り開設します。

開設時間 午前9時～午後5時
(入場には「入場整理券」が必要です。)



確定申告会場にお越しになる方へ

確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、下記のものが必要です。ご準備をお願いします。

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ②スマホおよびマイナンバーカード(※)

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)および利用者証明用電子証明書(数字4桁)

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、入場整理券を活用して会場内へご案内します。

「入場整理券」は、会場での当日配付、または、LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付します。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



国税庁
公式LINE
アカウント

●ご注意ください!

- ・入場時に、当日配付した「入場整理券」もしくはLINEアプリで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ・「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内に会場へお越しください。
- ・指定された時間帯に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

確定申告会場へお越しになる方へのお願い

- ・入場の際に検温を実施します。咳・発熱(37.5度以上)等の症状がある場合や体調がすぐれない方は、入場をお断りします。ご自宅からの確定申告や後日の来場をお願いします。
- ・ご来場の際は、必ずマスクを着用していただき、手指のアルコール消毒をお願いします。
- ・混雑緩和のため、ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

問合せ先 津島税務署 ☎0567(26)2161

※電話は自動音声により案内していますので、
音声案内に従い「2」を選択してください。

申告書の作成・提出は
国税庁ホームページから



確定申告



■役場での申告相談について

役場でも臨時に申告相談会場を開設します。

と き 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日・祝日を除く
午前8時45分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)
※受付時間は午前8時30分～(入場整理票配付)

ところ 役場 3階 大会議室

申告に必要なもの(申告内容によって異なります)

筆記用具、源泉徴収票、社会保険・生命保険・地震保険料などの控除証明書や領収書、障害者手帳、通帳など。また、医療費控除の適用を受けられる場合は「医療費控除の明細書」を事前に作成し、持参してください。

なお、利用者識別番号をお持ちの方(以前の所得税確定申告の際にe-Taxを利用された方(津島税務署、津島市文化会館または本町役場のパソコンを使用して提出された方))は通知書など番号が分かるものを持参の上お越しください。

●新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来場する皆さんの安全に配慮し、申告会場では次の新型コロナウイルス感染症対策を講じますのでご理解、ご協力ください。

○会場内でのマスクの着用

○手指の消毒と検温

・会場入口に消毒液を設置しますので、ご利用ください。

・会場入場の際、検温を実施します。検温にご協力いただけない方および検温の結果37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします。

○入場整理票の配付

・午前8時30分から 役場3階 大会議室 申告会場前で配付します。

※時間前の「入場整理票」の配付および会場内への入室はできませんので、ご了承ください。

○入場制限による3密の防止

・入場整理票記載の時間帯ごとに入場を制限し、相談の受け付けをします。

※例年、申告期間開始直後や午前中の相談時間開始直後は大変混み合います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入場整理票に記載された時間帯以外は、会場でお待ちいただくことができませんので、ご了承ください。また、来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

次の方の申告相談は役場では受け付けできませんので、税務署申告会場(津島市文化会館申告会場)へお出掛けください。

・個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をする方

・分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方

・令和4年1月1日から12月31日までに住宅を取得し、住宅借入金等特別税額控除などの申告をする方、住宅耐震改修特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をする方

・過年分の申告をする方

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をする方は、3月15日(水)までに町県民税の申告書を提出してください。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176

